

【取扱い嚴重注意】

405

平成23年11月25日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 飯崎 準

平成23年11月15日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

#### 1 被聴取者

福島県田村市役所	財政課長	七海 茂
	保健課長	石井裕実子
	生活環境課主任主査	吉田 孝
	生活環境課原子力災害対策係	渡辺一博

#### 2 聴取日時

平成23年11月15日午前10時30分から同日午前10時45分まで

#### 3 聴取場所

田村市役所

#### 4 聴取者

飯崎補佐

※ 複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

#### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

### 第2 聴取内容

避難措置について  
別紙のとおり

### 第3 特記事項

なし

【機密性 2 情報】

別紙

1 被聴取者の身分

七海財政課長は、原災対応のロジ面での総括をしていた者、石井保健課長は、安定ヨウ素剤等の担当をしていた者、吉田主任主査及び渡辺主任主査は、住民避難等を担当していた者である。

2 震災後から 3/12 までの状況

田村市では、震災後、携帯電話はほぼ使えなくなったものの、一般電話は比較的つながっており、FAX はつながりにくくなったものの、使っていた状態であった。

3/11 の 1F の緊急事態宣言及びその後発出された 3km の避難指示については、田村市は対象とならなかったこともあり、国や県からの連絡はなかった。

3/12 の 1F から 10km の避難並びに 2F の緊急事態宣言及び 2F から 3km の避難についても、田村市は対象に入らなかったこともあってか、国や県から連絡は来ていない。

3/12 の 6:15 に、大熊町から避難住民の受入要請があったため、避難場所を開設して大熊町民を受け入れている。

大熊町以外に、富岡町、川内村及び浪江町からも避難者が田村市に来ており、記録では、避難所を 24 か所開設し、8,359 人の避難者を受け入れたことになっている。

ちなみに、大熊町は、4/3 に会津若松市へ移動しており、避難住民も会津へ移転していった。

3 3/12 17:39 の第二から半径 10 km、18:25 の第一から半径 20 km の避難指示

2F から 10km の避難は、田村市は対象とならないこともあってか、国や県から連絡はなかった。18:25 の 2F から 20km の避難は、田村市の一部が対象となったが、これは、県から電話があつて認知した。県から連絡があつたのは、記録では 20:10 となっている。旧都路村の一部が 20km に掛かることになるが、行政区単位で避難指示を出した方がよいとの判断で、旧都路村地域全域に避難指示を出した。

避難場所は、田村市内に開設し、市のスクールバス等を使って避難誘導したが、大部分の人がマイカーで避難していた。市役所職員は、各避難場所に張り付けて、食事・衣料品等の手配を行っている。

避難指示の連絡が 20 時過ぎであったため、夜間の避難となり、避難が完了したのは朝方になっていた。

この時の避難者数は、994 世帯 3,100 人となっている。

4 3/15 11:00 の第一から 20 ～ 30km の屋内退避以降の状況

記録上、11:15 の県知事による TV 会見で認知したことになる。この日には電話はつながっていたため、連絡できないという状態ではなかった。

30km 圏内で一番人口の多い旧都路村地区は既に 3/12 の時点で避難しているため、残りの 30km 圏内を、単純に同心円状に区切るのではなく、行政区単位でまとめて屋内退避指示区域を決定し、防災行政無線で屋内退避を伝達した。

市民への伝達は屋内退避としたが、万が一避難となっても困らないように、避難場所

## 【機密性2情報】

の確保作業は並行して行った。

3/25 になって、官房長官記者会見で、20～30km 圏内の自主避難が呼び掛けられたため、同日 15:40、屋内退避指示を出していた地区に対して自主避難を広報した。

### 5 安定ヨウ素剤の服用について

3/15 に県庁に出向き、安定ヨウ素剤をもらった。この時、県の担当者から、マニュアルに添って配布するようにといいことと、対策本部から指示があったら服用するようにといいことを言われている。

その後、服用指示はなかったため、田村市では安定ヨウ素剤を住民に配布していない。国の現地対策本部から、除染基準や安定ヨウ素剤の服用等について指示が来たということもない。

### 6 緊急時避難準備区域の設定及び解除に関する国との協議状況について

4月上旬に、屋内退避指示が出ている地域を緊急時避難準備区域に設定するという案が国から示されたが、当初は、線量が低いのであれば、新たな避難区域を設定するのではなく、むしろ、外してもらいたいということを市として主張していた。

しかし、緊急時避難準備区域に対する補償や見舞金の話が出てきてからは、住民からは、指定してもらいたいとの声が出てくるようになった。

田村市の緊急時避難準備区域は、30km をややみ出る形で指定されたが、これは、行政区毎にまとまりとして指定してもらったためである。

8月頃になって、緊急時避難準備区域を解除するという話が国からあり、市として、インフラや学校・病院等の復旧計画を作るよう指示があったため、田村市の復旧計画を作成し、9/30 に緊急時避難準備区域が一斉に解除となり、現在、244 世帯が戻っている。

### 7 除染について

幼稚園を含む学校施設のグラウンドの除染は既に行っており、これは市で行っている。今後は、学校等の公共施設、道路の除染を開始する予定であり、年度末までには住民が全員戻れるようにする予定である。

国は、今のところ、山林・農地の除染基準というマクロ的な基準は出しているが、具体的な除染に関する基準は出されておらず、各自治体の手探り状態で除染を行っているのが現状である。

### 8 田村市からの避難者数

10月31日現在で、警戒区域で120世帯379名が避難しており、緊急時避難準備区域で658世帯2,168名が避難している。

以上